

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	令和7年度河内長野市要保護児童対策地域協議会代表者会議
2 開催日時	令和7年7月1日(火) 午後2時から
3 開催場所	市役所8階 802会議室
4 会議の概要	1. 河内長野市要保護児童対策地域協議会活動報告 2. 大阪府子ども家庭センターより情報提供 3. 情報交換 4. その他
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	1人
7 問い合わせ先	こどもの未来とウェルビーイング推進局 こども子育て部 こどもファミリーセンター(内線179)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

令和 7 年 7 月 1 日(火)14 : 00～15:30

於：河内長野市役所 8 階 802 会議室

令和 7 年度 要保護児童対策地域協議会 代表者会議 議事録

発言者	内容
事務局	挨拶、資料の確認
課長	開会の挨拶 日頃どのような形で、要保護児童対策地域協議会、関わっていただいているかなどの自己紹介
富田林子ども家庭センター	児童相談所として要保護児童、SV として関わっている。
大阪法務局富田林支局	人権相談。こども自身からの相談、各学校へチラシを配り、こども相談を受ける体制を作っている。
富田林保健所	保健所の医療的ケア児、身体障碍児の関係で、3 名の保健師が河内長野市の担当。順番に実務者会議に出席している。
河内長野警察(生活安全課)	課長の代理で出席。現場子供の泣き声通告、虐待などを認知し、子ども家庭センターへ通告。現場での対応、みなさまと連携して取り組む。
河内長野消防署	市に連絡して担当課のほうに連絡。一番は救急出動時の関わりが多い。
医師会	小児科医でくらしのサポートセンター。今後ともよろしく。
歯科医師会	歯科医師会では歯科検診で虐待やネグレクトがないかチェックしている。
大阪南医療センター	虐待防止対策委員会で虐待等が見つかった場合はMSWに連絡がくる。子ども家庭センター、こどもファミリーセンターと連携しながら一時保護とか連絡。協力していきたい
民間保育園	各園数名の見守りのお子さんが出て、日常の保育でしっかり見守りして市役所の人と連携している

民生委員児童委員協議会	民生委員日頃の見守りや昨年度から3歳児全戸訪問。何か困ったことないかや家庭の様子を学校と連携をとるようにして見守っている。
学校教育課	今年度より中学校よりきた。こどもファミリーにはお世話になっている。スムーズに連携できるようにしていきたい。
人権推進課	DVの関係、人権行政、男女共同参画、女性の相談。今後どうぞよろしく。
くらしサポート第2課	4月の機構改革により障がい福祉課から課名が変更。日頃よりお世話になりありがとうございます。
くらしサポート第1課	生活保護の関係で日頃からお集まりの皆様にはお世話になっている。
こどもまんなな課	保育園、幼稚園、放課後児童会、保護者の相談、児童の見守り等各課と連携して情報共有を図っていきたい
事務局	順に事務局紹介。公開で傍聴希望者1名。座長はファミリーセンター課長に
事務局	事務局からの報告 令和6年度の市への通告件数は372件。相談経路は、家族・親族や近隣・知人からの通告は合わせて7.6%でほとんどが関係機関からの通告。件数が一番多い「市町村」の「福祉事務所」は、当事務局や他市の事務局のことで、平成29年度以降は被虐待児童だけでなく、対象家庭の兄弟姉妹全員を対象としており、その場合は当事務局を相談経路としてカウントしていることや、他市からの転入によりケースを引き継いだ場合に、「市町村」の「福祉事務所」としてカウントしているために、件数が多くなっている。その他の関係機関では、学校、児童相談所、保健センターや保育所の順。日常的に児童・生徒と密に関わっている学校や保育所・幼稚園・認定こども園、そして健診やその他相談で出生前から母や子どもに関わっている保健センターで、児童虐待の視点を持って対応していただき、早期発見に努めていただく。 昨年度は、代表者会議を開催したほか、月に一回の実務者会議と、年間53回の事例検討会議を開催。実務者会議は、要保護児童等の情報を定期的に共有し、関係機関が共同でアセスメントと支援プランの検討を行い、適切な役割分担をした上で、時機を逃さず、要保護児童等を支援

	することを目的とした会議にことで、事例検討会議は、特定の個別ケースのみを対象として、各機関の担当者が、当該要保護児童等について、共同のアセスメントと具体的な支援プランを検討するために、適時開催する会議のこと。 令和 7 年 3 月末時点での登録件数は、要保護児童対策地域協議会に登録されている件数は 290 件、内訳は要保護児童が 121 件、要支援児童が 162 件、特定妊婦が 7 件。取扱件数は年度末の件数に、年度中に取扱いを終了したケースを加えた 412 件。 登録件数の年次推移のグラフから、令和 2 年度が減っているのは進捗管理台帳における管理範囲を適正化し、継続的に重点的な支援を必要とする要保護児童等への支援を充実させていくため、令和 2 年度中の市要対協実務者会議で一定の基準を設定し、関係機関で連携した支援の継続が必要でなくなったケースについて、支援終結の判断を行ったため。 令和 5 年度からは、アセスメントシートに基づいて重症度・種別の判定を徹底しており、令和 6 年度は、前年度より年度内取り扱い件数は 7 件、年度末取り扱い件数は 16 件増加。 虐待種別は、要保護児童はネグレクト、心理的虐待、身体的虐待の順、要支援児童もネグレクト、心理的虐待、身体的虐待で、年齢別では、小学生が最も多く、次いで 3 歳から学齢期前、0 歳から 3 歳未満、中学生。主な虐待者の約 7 割が母、約 2 割が父。特定妊婦の年齢別内訳は表の通りで、特定妊婦の主な通告理由は、20 歳未満の若年での妊娠、未入籍での妊娠、妊娠 20 週以降の妊娠届出、母に精神疾患がある、父母に被虐待歴がある、経済的に困窮している、胎児の兄弟姉妹が要保護児童である、などの要因が重複しているケースが多い。 事案送致は、大阪府子ども家庭センターから市へ、市から大阪府へとケースを移管することで、虐待の重症度が最重度・重度でなく中度以下のもので、対象家庭にとって身近な市による継続的な支援が必要な場合や、児童の面前で父母等による喧嘩や言い争い、暴力行為などがあり、児童が心理的虐待を受けたと思われる場合などに、富田林子ども家庭センターから本市へケースが事案送致される。令和 6 年度は 33 件。また、児童虐待の重症度が最重度や重度であり一時保護などの措置が必要な場合や、性的虐待を受けた疑いがあり専門的な対応が必要である場合などに、本市から富田林子ども家庭センターへ、ケースの事案送致件数は 14 件。 子育て短期支援事業実施状況について、この事業は、児童を養育している家庭の保護者が、社会的事由等により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、一定期間児童養護施設において、養育・保護又は支援する事業で、4 家庭が計 49 日（利用人数 5 人）利用。
--	---

	子育て訪問支援事業状況について、この事業は、令和 6 年度からの新規事業で、児童を養育する上で、支援が必要と認めた家庭に対して、家事支援等のヘルパーを派遣するもので、2 家庭に計 14 回の派遣支援を実施。 令和 6 年度に実施した研修や啓発活動について報告。一つ目、本協議会実務者向けに研修会の開催。要対協事務局職員を対象とした、ケースについての事例検討研修を 2 回実施。また、関係機関を対象とした、初・中級者向けの「事例から学ぶ見守り家庭への対応」と題した、困難な事例を通して保護者対応と関係機関との連携方法について学び、本市の虐待対応についての理解と底上げを図ることを目的とした研修会を実施し、児童虐待対応のスキルアップを図った。 二つ目、ヤングケアラーに気づいた時の学校や支援機関などでの対応とかかわり方について学び、ヤングケアラーについての正しい知識と理解を深め、適切な支援につなげていくことを目的として、窓口部門や相談支援部門に属する職員向けにヤングケアラー支援研修会を実施。 三つ目、11 月の虐待防止月間に、天野山金剛寺多宝塔をオレンジ色にライトアップし、虐待防止を呼び掛ける啓発活動。 令和 6 年 4 月からは、だれ一人取り残さない子育て支援を推進するため母子保健部門と児童福祉部門などの業務を一体的に行うため、「こどもファミリーセンター」を設置し、取り組んでいる。また、「こども相談総合窓口」を設置し、ヤングケアラーを含めたこども・子育てに係る全ての相談支援を行っている。 近年、本協議会で支援や見守りをしている家庭は、経済的に困窮している家庭や、保護者や児童に障がいや疾患がある、保護者が孤立している・支援を拒否するなど、すぐには改善が難しいケースが増加、機関の機能には限界があり、ひとつの機関で対応することが困難であっても、ケース会議などで関係機関が情報を共有し、それぞれの機関が役割を理解した上で、分担をして、一体的な援助・支援を今後も継続して実施していきたい。 本協議会において、関係機関の方々とさらなる連携を深め、今後も子どもの安心・安全や権利を守るため、児童虐待防止に向けて取り組みたいので、よろしく。事務局からの報告終了。
座長	質問があれば
富田林保健所	去年の資料を見比べて、通告件数が全体的に増えているなど気づいたのと虐待の種別 2 ページ目、年齢と内訳のところでネグレクトが一番多く

	なっているところ去年と違う。一年でどうこう何かお分かりになるところがありましたら。
事務局	児童相談所からのケースが多いのは、189 で上がったケースで市で対応するケースが多いことが考えられる。市民に 189 が浸透してきた。189 に連絡が一緒に対応する、児相に通告するものがある。ネグレクトが多いのは報告書つくりながら感じているところだが、これといって理由があるというわけではないが全体的に母が精神疾患持っていてしんどいケース、経済的にしんどいケース、経済難でライフライン関係が止まってしまったりとこどもを養育できる状況じゃないケースが多いからかと。
大阪南医療センター	先ほどの件数の同じで、病院からの通告件数が減ってきていると思うが、件数が減っている？少子化で減っている？こちらも対策しないといけないので何かあればよろしく。
事務局	子どもの数も年々、出生率も目に見えて減ってきているのも原因の一つ。直接的なお話になるかわからないが日頃からかなり連携できており気になる妊婦、こどもについて通告というよりは情報共有し、かなり連携している。そういったところも関連していると思われる。
座長	他になれば次の議題に進める。
子家セン	子ども家庭センターの組織の説明。相談対応課と育成支援課の 2 課。相談対応課は在宅の子の支援。一時保護等もおこなう。育成支援課は施設入所や里親委託中の子どもの支援をしている。センターは大阪府内、大阪市と堺市を除く 6 ケ所あり。R7～豊中市、R12～枚方市、東大阪市が児童相談所設置予定。でも大阪府全体ではなにかかわらないと思う。資料をもとに説明。 R5 受付件数 29,240 件、R4 約 34,300 件で約 5,00 件減。児童虐待が相談の約半数を占める。養護相談（その他）は警察で行方不明になった子や家で要保護性の高い子。障がい相談は 3 割を占めており、療育手帳の判定や発行や障がい児の入所を行っている。要保護性が高ければ単なる検査だけではなく、困りごとの確認もしている。年間の相談件数の推移について、少し減っているかなと。一番多いのは心理的虐待。夫婦仲の不和、DV、110 番警察の方、DV をする、脅しあう、こどもの前でいざこざ、心理的虐待としてあがってくる。 虐待相談の経路、警察からでは身体的虐待一番多いし心理的虐待もど

	この機関さんよりも多い。こども本人からの自分がこんな目にあってるという相談が入る場合が多い。ダイレクトにセンターに連絡、SOS がある。189 にみずからかけてくる。メール相談で虐待にあたるんじゃないかと、子ども自身の権利意識が増えてきている。 一時保護は令和元年に比べて落ちてきている。大阪府直営の保護所はで長らく一か所しかなかったが現在 3 ケ所、堺市、箕面市、泉南市に。定員 136 名ほぼ満所状態。預かるお子さんも年齢とかいろんな問題、課題を抱えた家庭状況もあり、集団でさっと預かるだけだったのが、非行をしてきたお子さんには個別の部屋、幼児のお子さんには幼児の部屋、集団をかき乱すだろうなというお子さんには小規模のお部屋と。お父さんとお母さん最近話したけどどうなん。委託一時保護というのは乳児院一時的に委託している。合計件数に虐待件数のみ非行等ふくめてる。富田林子ども家庭センターでは 258 件一時保護 弁護士への相談だけでなく、お医者さんもいろいろありまして身体的虐待ケガをした写真の鑑定をしてくださる先生、性的虐待婦人科の先生だったりとかこころのケア児童精神科の先生だったりといろいろなところに相談している。 これに司法審査が加わってしまったんですけど、親権者の同意、不同意が必ず必要で不同意であれば申し立てが必要。児童相談所入所が必要であると家庭裁判所のほうに、家族再統合を目指す。2 年では 0 歳で一時保護すると 2.4.6.8.10 と 2 年ごとに更新していつている子どももいる。法的対応件数年々増えてきている。家庭裁判所さんのほうがそう判断したから、親御さんに返さなければいけない。 令和 7 年 6 月より一時保護開始時の司法審査が導入され、土日も含めて 7 日以内に堺の家庭裁判所まで走って行って、一時保護状を發布してもらっている。忙しくて児童相談所の職員大丈夫かな？と思う。今のところ一時保護のうち 5 件の親御さんが不同意。なぜこの司法審査がはじまったかという、児童相談所の裁量権がかなり大きいだろうと国連のほうから、児童相談所がこんな大事なことを審査受ける必要があるのではないかという勧告があって、お茶をにごしていたところがあるのだけれども 6 月 1 日から司法審査というところになった。親権者が同意、一時保護が 7 日以内に解除した場合該当しない。一時保護状の発布まで裁判所までもって行って早くて 1 時間くらい 2.3 時間くらいかかる。保護者不同意は 5 件ほど。裁判所のほうが一時保護の必要性がないと判断したらわが子が返ってくるのでないかと期待している。今のところ 5 件すべて発布はされてる。
--	---

	一時保護上請求の流れとして、一時保護する場合には連絡いただいて2.3 時間で一時保護開始している場合がほぼ。一時保護開始したあとに事後請求するパターンもある。特定妊婦の方も要対協で見守ってきて病院で産んでくれてでも無理なんじゃないかな？とあかちゃんを一時保護する場合とか。児童相談所司法審査で求められることは必ず親権者は誰なのかを確認しなければいけない。情報はいただくが同居してる男性がお父さんとは限らない、親権者を戸籍でしっかり確認していかないといけない。 もう一つ一時保護の判断の際にはその辺も書面に記載して請求する。児相に求められるのはこの辺最後のページの一時保護にいたるまでの経緯。一時保護が必要なのではと電話もらったときに誰が何をいいましたか、どこでいつ正確に聞き取ったりと市のほうでかかわっていただいたケース経過が多い。正確な情報、子どもの事象写真、誘導して写真を撮ってくれている。でも、ケガに焦点を当てすぎてしまって、この子は誰？接近しすぎてふとももの内側なのか外側かわからないので、全身写真も写してください。右のここら辺にケガがありますと言われても誰の人体画像かわからないと、この写真はどこからもってきたんやとの話になるので。先日も、こども自身が、あちちされたといって丸い直径のケガがあったりとかして、先生がタバコの押し付けたあとだと。でも大きさがわからないから物差しをケガにあてて、大きさを確認し何がケガにつながっているか、できたらそこの聞き取り等をお願いできたらと思う。あと園や学校の先生は丁寧に話を聞いて家児相につなげられているが、こどもの証言は変遷していく、大人側に汚染されていくので、シンプルに聞き、何回も聞かないようにしてほしい。警察で保護者を逮捕をしないといけない場合、こどもから聞き取らないといけない。こどもを誘導しないような聞き方、うちのセンターでも 5.6 件。性的虐待があるとかでケースが重たくなってきているなど。最初に聞き取ってくれた先生が同じこと聞いたけど 3 回とも違うと、裁判証言能力が低くなるので、何回も同じことを聞かないようにするとか、お願いしたい。以上ありがとうございました。 その他の質問やご意見があれば。→なし
--	--

令和 7 年度 河内長野市要保護児童対策地域協議会

代表者会議 次第

日時：令和 7 年 7 月 1 日（火）午後 2 時から

場所：市役所 8 階 8 0 2 会議室

1. 開会挨拶

2. 出席者自己紹介

3. 令和 6 年度 河内長野市要保護児童対策地域協議会活動報告

4. (1) 大阪府子ども家庭センター業務統計（相談対応課関連）について
(2) 一時保護開始時の司法審査について

大阪府富田林子ども家庭センター相談対応第二課長 岡本 美香 氏

5. 情報交換

6. その他

<配布資料>

資料 1. 河内長野市要保護児童対策地域協議会設置規程

資料 2. 令和 7 年度 要保護児童対策地域協議会代表者会議出席者名簿

資料 3. 令和 6 年度 河内長野市要保護児童対策地域協議会活動報告

資料 4. 大阪府子ども家庭センター業務統計（相談対応課関連）について

資料 5. 一時保護開始時の司法審査について

○河内長野市要保護児童対策地域協議会設置規程

平成 1 5 年 3 月 2 5 日

規程第 2 号

(設置)

第 1 条 河内長野市内で発生する児童虐待など児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童の問題に対し、地域の各関係機関及び団体間における連携及び連絡を密にし、適切な対応を行うため、法第 2 5 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会として河内長野市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の職務)

第 2 条 協議会の職務は次のとおりとする。

- (1) 要保護児童（法第 6 条の 3 第 5 項に規定する要支援児童等を含む。以下この条において同じ。）の実態を把握すること。
- (2) 要保護児童に対する具体的支援の内容について意見交換を行うこと。
- (3) 要保護児童の発見からサポートに至るシステムについて検討すること。
- (4) 児童虐待の防止等に係る要保護児童問題の啓発活動に関すること。
- (5) 児童虐待の防止及び対応など要保護児童問題に係る連絡調整を行うこと。

(構成)

第 3 条 協議会は、次に掲げる機関、団体等の職員等で構成する。

- (1) こどもの未来とウェルビーイング推進局こども子育て部こどもファミリーセンター
- (2) こどもの未来とウェルビーイング推進局こども子育て部こどもまんなな課
- (3) こどもの未来とウェルビーイング推進局まちインクルーシ部くらしサポート第1課
- (4) こどもの未来とウェルビーイング推進局まちインクルーシ部くらしサポート第2課
- (5) 総務経営局市民に寄り添う部人権推進課
- (6) 教育委員会事務局教育推進部学校教育課
- (7) 大阪南消防組合河内長野消防署
- (8) 大阪法務局富田林支局
- (9) 大阪府富田林子ども家庭センター
- (10) 大阪府富田林保健所
- (11) 大阪府河内長野警察署
- (12) 一般社団法人河内長野市医師会
- (13) 一般社団法人河内長野市歯科医師会
- (14) 河内長野市私立幼稚園連絡協議会
- (15) 河内長野市民間保育園連絡協議会
- (16) 河内長野市民生委員児童委員協議会
- (17) 河内長野市主任児童委員
- (18) 前各号に掲げるもののほか、児童の虐待防止に関して必要な関係機関、団体等

(会議の種類及び要保護児童対策調整機関)

第4条 協議会は、代表者会議、実務者会議、事例検討会議及び緊急度判定会議に分け、法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関は、前条第1号に定める機関が担当する。

2 代表者会議は、総括的事項を担当し、各機関、団体等の代表者をもって構成する。

3 実務者会議は、虐待事例の全体に関する事項を担当し、前条第1号から第4号まで、第6号、第9号及び第10号並びに必要に応じて要保護児童対策調整機関が指名する各機関、団体等の担当者をもって構成する。

4 事例検討会議は、個別事例に関する事項を担当し、必要に応じて要保護児童対策調整機関が指名する各機関、団体等の担当者をもって構成する。

5 緊急度判定会議は、事態の危険度、緊急度の判断を担当し、前条第1号、第9号及び最初に通告を受けた機関又は被虐待児童に直接関わりのある機関、団体等の担当者をもって構成する。

6 前項に規定する緊急度判定会議において、緊急やむを得ない場合には、電話等による連絡をもって会議に替えることができるものとする。

(会議の運営)

第5条 代表者会議及び実務者会議の座長は、第3条第1号に定める機関の職員が務め、事例検討会議の座長は、構成する担当者の互選とする。

2 協議会は、要保護児童対策調整機関が招集する。

3 座長は、会議の進行を担当する。

4 座長に事故のあるとき又はその他これに類する場合は、要保護児童対

策調整機関が座長を指名する。

- 5 協議会は、必要に応じて関係機関、団体等に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 協議会の構成員は、法第25条の5の規定に基づき、会議及びこの活動を通じて知り得た個人の秘密に関することを、他に漏らしてはならない。

(公開及び非公開)

第7条 代表者会議は、原則公開とする。ただし、個人情報扱う場合は座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 実務者会議、事例検討会議及び緊急度判定会議は非公開とする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (令和7年3月27日規程第4号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

資料 2

令和 7 年度 要保護児童対策地域協議会 代表者会議

出席者名簿

所 属		氏 名
大阪府富田林子ども家庭センター	相談対応第二課長	岡本 美香
大阪法務局富田林支局	支局長	山本 洋一
大阪府富田林保健所	地域保健課 保健補佐	大田 景子
大阪府河内長野警察署 生活安全課 人身安全係	係長	木矢 雅也
大阪南消防組合河内長野消防署	副署長兼消防課長	高橋 学
一般社団法人 河内長野市医師会	理事	西村 拓也
一般社団法人 河内長野市歯科医師会	専務理事	谷 英樹
国立病院機構 大阪南医療センター	MSW	高橋 祐也
河内長野市民間保育園連絡協議会	会長	横田 朋子
河内長野市私立幼稚園連絡協議会		欠席
河内長野市民生委員児童委員協議会	会長	吉田 妙子
	主任児童委員部会長	上田 雄三郎
学校教育課	主幹	益本 裕子
人権推進課	課長	尾上 知代
くらしサポート第 1 課	課長	岩村 恒樹
くらしサポート第 2 課	課長	古谷 岳彦
こどもまんな課	課長	西野 圭亮
こども子育て部	部長	梶本 英和
こどもファミリーセンター（事務局）	課長	古城 義彦
	参事（SV 担当）	山本 淳子
	参事兼子ども・子育て総合 センター長	吉富 裕子
	課長補佐	山本 佐知子
	主幹（統括支援員）	金竹 久子
	主幹	西野 恵子
	主幹兼 こども支援グループ長	眞鍋 晃子
	こども支援グループ主査	宝来 静香
	こども支援グループ	矢作 里美
	こども支援グループ	甲斐 朱莉

令和 6 年度 河内長野市要保護児童対策地域協議会活動報告

1. 通告件数

令和 6 年度の通告件数は 372 件（前年度比+68 件）で、相談経路は下表のとおりでした。

相談経路		件数（人）				割合 （％）
		男	女	特定妊婦	計	
都道府県・ 指定都市・ 中核市	児童相談所	26	29	1	56	15.0
	福祉事務所	5	6	0	11	3.0
市町村	福祉事務所	67	65	6	138	37.1
	保健センター	7	7	13	27	7.2
	あいっく	0	1	0	1	0.3
	庁内他部署	4	1	0	5	1.3
児童福祉 施設等	保育所	5	6	1	12	3.2
	認定こども園	4	5	0	9	2.4
	幼稚園	0	2	0	2	0.5
学校		25	36	0	61	16.4
警察等		1	2	0	3	0.8
児童福祉施設		6	2	0	8	2.2
保健所・ 医療機関	保健所	0	0	0	0	0.0
	医療機関	3	2	1	6	1.6
児童委員		0	0	0	0	0.0
家族・親戚		7	4	0	11	3.0
近隣・知人		8	9	0	17	4.6
匿名		0	1	0	1	0.3
その他		1	3	0	4	1.1
計		169	181	22	372	100.0

2. 会議開催状況

市内で発生する児童虐待に対し、地域の関係機関及び団体間における連携・連絡を密にし、適切な対応を行うため、次表のとおり河内長野市要保護児童対策地域協議会（以下「市要対協」という。）において会議を開催しました。

会 議 種 別	開 催 回 数
代表者会議	1 回
実務者会議	12 回
事例検討（ケース）会議	53 回

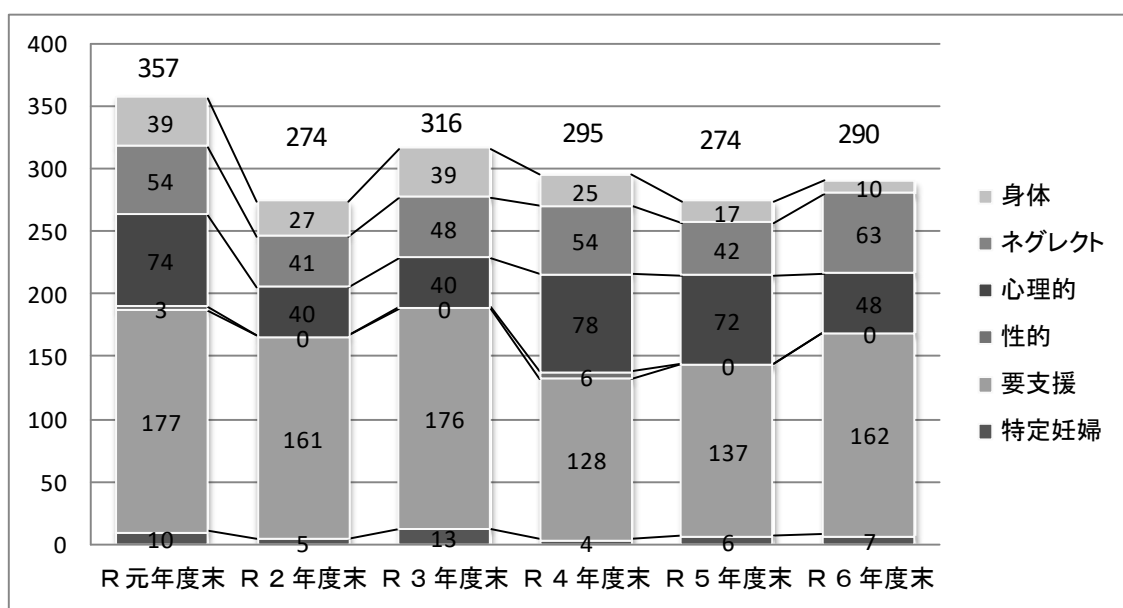
3. 登録件数等

関係機関が連携した支援や見守りを行うことが必要な児童等として、令和6年度末時点で市要対協の進行管理台帳に登録のあった内容は、要保護児童 121 件（身体的虐待 10 件、ネグレクト 63 件、心理的虐待 48 件、性的虐待 0 件）、要支援児童 162 件（身体的虐待 2 件、ネグレクト 82 件、心理的虐待 78 件、性的虐待 0 件）、特定妊婦 7 件の合計 290 件でした。

また、令和6年度中に台帳登録を終了した 122 件を含めると、令和6年度の市要対協の実務者会議で取り扱った件数は 412 件でした。

前年度より年度内取り扱い件数は 7 件、年度末取り扱い件数は 16 件、増えました。

＜要保護児童対策地域協議会登録件数 年次推移＞



＜要保護児童・要支援児童の年齢別内訳＞

		0 歳～ 3 歳未満	3 歳～ 学齢期前	小学生	中学生	高校生等	計
要保護児童	身体的虐待	0	2	8	0	0	10
	ネグレクト	18	12	22	9	2	63
	心理的虐待	11	10	16	9	2	48
	性的虐待	0	0	0	0	0	0
要支援児童	身体的虐待	0	1	0	0	1	2
	ネグレクト	16	14	36	11	5	82
	心理的虐待	8	17	33	13	7	78
	性的虐待	0	0	0	0	0	0
計		53	56	115	42	17	283

＜主な虐待者＞

虐待者	要保護児童	要支援児童	計
母	95	111	206
父	21	44	65
継母	0	0	0
継父	3	3	6
祖母	1	2	3
祖父	0	0	0
伯母	1	1	2
その他	0	1	1
計	121	162	283

＜特定妊婦の年代別内訳＞

年代	人数
10代	3人
20代	7人
30代	11人
40代	1人
計	22人

4. 事案送致

大阪府富田林子ども家庭センターから河内長野市へ事案送致された件数は 33 件（うち面前DVによるもの 16 件）、河内長野市から富田林子ども家庭センターへ事案送致した件数は 14 件でした。

5. 子育て短期支援事業実施状況

家庭における養育等が一時的に困難となった児童を、一定期間児童養護施設等において、養育・保護又は支援する子育て短期支援事業（ショートステイ）を計 49 日（利用家庭 4 家庭、利用児童 5 人）実施しました。

6. 子育て訪問支援事業実施状況（令和 6 年度新規事業）

児童の養育に支援が必要な家庭等に対し、家庭支援等のヘルパーによる支援を 2 家庭、計 14 回実施しました。